

No. ※	ひな形の概要							主要内容										URL (最終アクセス: 2025.3.24)	
	ひな形名称	作成主体	遺伝資源利用セクター	作成年	文書の対象者	想定場面(研究段階等)	特徴、特筆点	対象遺伝資源の種類	利用目的(商業/学術等)	遺伝資源の取得条件	遺伝資源の帰属・所有権	遺伝資源の移転、第三者提供	伝統的知識	成果・知的財産権の取扱い	利用目的の変更	利益配分(金銭的及び非金銭的)	配分利益の使途		その他
J1	学術研究ABSツールキット IV-A 遺伝資源利用研究のためのアクセスと利益配分契約見本	国立遺伝学研究所	学術	2016	研究者等	遺伝資源利用研究に関する様々な想定場面	<ul style="list-style-type: none"> ●海外のABS契約書ひな形等の原文事例集(31事例)。 ●作成主体属性別(提供国側、利用国側、米国機関)に数多くの事例を示し、様々な場面に応じ参照できるようにしている。 ●研究契約の種類やABS契約で合意すべき事項など参照の仕方を付記。 	ABS契約の標準基本条項(最低必要条項)として、「研究目的と研究実施予定項目」を提示。 ※その他、海外のABS契約書ひな形等の事例を所収。	ABS契約の標準基本条項(最低必要条項)として、「研究目的と研究実施予定項目」「非商業目的であること」「実施予定の研究に使用される方法、技術」を提示。 ※その他、海外のABS契約書ひな形等の事例を所収。	ABS契約の標準基本条項(最低必要条項)として、「研究目的と研究実施予定項目」を実施予定の研究における提供国の研究機関と研究者の研究に対する役割」を提示。 ※その他、海外のABS契約書ひな形等の事例を所収。	ABS契約の標準基本条項(最低必要条項)として、「研究結果や制限された収集試料の取扱い」「遺伝資源やその他の素材の返還・廃棄、あるいはその後のアクセス利用制限」を提示。 ※その他、海外のABS契約書ひな形等の事例を所収。	ABS契約の標準基本条項(最低必要条項)として、「収集試料の第三者移転の条件」を提示。 ※その他、海外のABS契約書ひな形等の事例を所収。	ABS契約の標準基本条項(最低必要条項)として、「伝統的知識が関与する場合」を提示。 ※その他、海外のABS契約書ひな形等の事例を所収。	ABS契約の標準基本条項(最低必要条項)として、「報告義務」を提示。 ※その他、海外のABS契約書ひな形等の事例を所収。	ABS契約の標準基本条項(最低必要条項)として、「非商業研究から商業研究への転換」を提示。 ※その他、海外のABS契約書ひな形等の事例を所収。	ABS契約の標準基本条項(最低必要条項)として、「実施予定の研究から予想される金銭的あるいは非金銭的利益とその配分」を提示。 ※その他、海外のABS契約書ひな形等の事例を所収。	ABS契約の標準基本条項(最低必要条項)として、「研究目的と研究実施予定項目」を提示。 ※その他、海外のABS契約書ひな形等の事例を所収。	<ul style="list-style-type: none"> ●どのような契約形式を用いるかについて一般的な研究契約の種類と利用場面を解説。 ●ABS契約書(MAT)で最低限合意すべき事項や契約書に含めない場合の留意点を解説。 ●海外のABS契約書ひな形等を作成主体属性別(提供国側、利用国側、米国機関)に所収(一部、日本語訳あり)。 	https://idenshigen.jp/database/pic/iv-a/
J2	学術研究ABSツールキット IV-B 遺伝資源利用研究のための素材移転契約見本	国立遺伝学研究所	学術	2016	研究者等	遺伝資源利用研究に関して、素材を移転する様々な想定場面	<ul style="list-style-type: none"> ●海外のABS契約書ひな形等の原文事例集(48事例)。 ●作成主体属性別(提供国側、利用国側、米国機関、国際機関、学会組織等)に数多くの事例を示し、様々な場面に応じ参照できるようにしている。 	素材移転契約の一般的条項として、「カバーされる遺伝資源の記述」を提示。 ※その他、海外のMTA事例を所収。	素材移転契約の一般的条項として、「潜在的なものを含めて、許可された遺伝資源やその成果物・派生物の利用(例:研究、育種、商業化など)」を提示。 ※その他、海外のMTA事例を所収。	素材移転契約の一般的条項として、「第三者移転条項とそれに関する条項」を提示。 ※海外の個別MTA事例を所収。	素材移転契約の一般的条項として、「アクセス時の想定からの使用用途の変更に必要な情報及び許可に関する表明」を提示。 ※その他、海外のMTA事例を所収。	素材移転契約の一般的条項として、「知的財産権条項と関連条項表明」を提示。 ※その他、海外のMTA事例を所収。	素材移転契約の一般的条項として、「金銭的及び非金銭的利益を配分する取決めを含む利益分配条項」を提示。 ※その他、海外のMTA事例を所収。	素材移転契約の一般的条項として、「MTA事例を所収。	<ul style="list-style-type: none"> ●MTAを締結する場面と、その際のMTAの形式について解説。 ●海外のABS契約書ひな形等を作成主体属性別(提供国側、利用国側、米国機関、国際機関、学会組織等)に所収(一部、日本語訳あり)。 	https://idenshigen.jp/database/pic/iv-b/			
J3	学術研究ABSツールキット IV-C 遺伝資源利用研究のための「事前情報に基づく同意(PIC)」見本	国立遺伝学研究所	学術	2016	研究者等	遺伝資源利用研究を実施する前段階	<ul style="list-style-type: none"> ●海外のPICの原文事例集(18事例)。 ●PIC取得の基本的方法について、南アフリカ共和国の事例をもとに具体的に説明。 	PIC取得の基本的方法として、遺伝資源情報の考察と整理のために、「利用する遺伝資源の同定で考察する項目」「付随する伝統的知識の有無」を検討し、PIC申請書類を準備することを提示。 ※その他、海外のPICの事例を所収。	PIC取得の基本的方法として、研究内容の明確化のために、「非営利研究若しくは営利研究の可能性」「特許出願の可能性」「栽培化、繁殖、遺伝子解析などの可能性」を検討し、PIC申請書類を準備することを提示。 ※その他、海外のPICの事例を所収。	PIC取得の申請書類に、「取得の「方法」」「種類、量、採取地など」を記載することを説明。 ※その他、海外のPICの事例を所収。	PIC取得の基本的方法としては、特別な記載なし。 ※海外の個別MTA事例を所収。	PIC取得の基本的方法としては、特別な記載なし。 ※海外の個別MTA事例を所収。	PIC取得の申請書類に、「伝統的知識の有無(告示、文献情報)」「伝統的知識開示状況(先住民等からの開示、文献・データベース情報)」「伝統的知識保有者である先住民社会との利益配分契約」を記載することを説明。 ※その他、海外のPICの事例を所収。	PIC取得の基本的方法として、研究計画書に、「成果見通し」「特許化の可能性」を記載することが説明されているが、その取扱いについては特別な記載なし。 ※その他、海外のPICの事例を所収。	PIC取得の基本的方法としては、特別な記載なし。 ※海外の個別MTA事例を所収。	PIC取得の基本的方法として、研究計画書に、「提供国への利益配分の実態予想」を記載し、また利益配分契約書を準備することが説明されている。 ※その他、海外のPICの事例を所収。	PIC取得の基本的方法としては、特別な記載なし。 ※海外の個別MTA事例を所収。	<ul style="list-style-type: none"> ●PIC取得の基本的方法として、必要な書類は「研究計画書」「PIC申請書」「素材移転契約書」「利益配分契約書」「確認に必要な証拠書類」「申請人を同定するのに必要な証明書」が提示されている。 ●海外のPIC事例を所収。 	https://idenshigen.jp/database/pic/iv-c/

No. ※	ひな形の概要							主な内容										URL (最終アクセス: 2025.3.24)	
	ひな形名称	作成主体	遺伝資源利用セクター	作成年	文書の対象者	想定場面(研究段階等)	特徴、特筆点	対象遺伝資源の種類	利用目的(商業/学術等)	遺伝資源の取得条件	遺伝資源の帰属・所有権	遺伝資源の移転、第三者提供	伝統的知識	成果・知的財産権の取扱い	利用目的の変更	利益配分(金銭的及び非金銭的)	配分利益の用途		その他
F1	Guidelines for BIO Members Engaging in Bioprospecting and Suggested Model Material Transfer Agreement	Biotechnology Innovation Organization (BIO)	企業	2005	生物資源調査を行うBIO加盟企業	BIOの加盟企業が生物資源調査を行う際	—	●PICによって提供国側に管理される遺伝資源。 ●ヒト由来のもの、生物多様性条約発効前に取得された ex situ の資源、制約なく公に利用可能な資源・情報は対象外。	商業利用	●条件として、サンプル数、梱包、場所、日付などを記載するように例示あり。 ●利用者はサンプルの梱包内容を記録し、提供者に提出しなければならない。	移転を受けた資源は、使用後、提供者に返却するか、処分しなければならない。	例外を除いて、遺伝資源を他者に渡さない。	—	●利用者は、移転された生物資源について、特許や植物品種保護権を求めてはならない。 ●利用者は、移転された資源に基づく発明についての特許付与や、植物品種保護を申請できる。	利用目的の変更には、提供者と契約変更若しくは新規契約の協議が必要。	●相互に合意した時点で、利用者は移転した資源の利用から得た利益を提供する必要がある。 ●利益の定義はケースバイケースであり、ひな形で利益タイプを規定することは不適切である。	—	生物多様性確保のため、移転資源を用いた研究によってデータが得られたら、提供者に共有しなければならない。	https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-238058
F2	Guidelines: Access and benefit sharing in research projects	Bioversity International	農業(作物種及び野生種)	2012	研究機関及び政府・地域の意思決定者	in situ又は農地からの農業遺伝資源取得	●本ガイドラインは中央アジアの果樹作物種・野生種の遺伝資源保全プロジェクト(GEF)にて策定。 ●農民の権利の保護と利益配分方法について指針及びモデル契約を提示。	農業遺伝資源(果樹)及び伝統的知識	非商業利用(育種含む)&商業利用	非商業のモデルMTAには利用者の義務条項を列記:目的外利用の禁止、商業転換の際の新規契約締結、研究成果の共有、提供者への謝辞等。	—	非商業のモデルMTAは利用者の義務として、第三者への移転の際は提供者に通知するものとしている。	●伝統的知識の収集に当たりPIC取得を求める。 ●モデルPICには、伝統的知識の提供者(個人/共同体)向けに許可を与える範囲について選択式で記載可能なフォームあり。	非商業のモデルMTAにおいては、利用によって集められた情報(当該資源の特性、適用した交配手法や農業技術等を含む)は提供者と共有するものとしている。	●想定される非金銭的・金銭的利益の例を列挙(農民の権利に関わる非金銭的利益も例示)。 ●金銭的利益配分条項の例示あり。	—	—	https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-238047	
F3	Draft Intellectual Property Guidelines for Access to Genetic Resources and Equitable Sharing of the Benefits arising from their Utilization	World Intellectual Property Organization (WIPO)	全セクター	2013	提供者及び利用者	MATにおいて知的財産権に関する規定の検討	●MATの条項のうち、知的財産権に関連してよくある課題と解決策について具体的条項例を示しつつ解説。 ●ABSと関連の深いセクター(製薬・バイオテクノロジー、農業食料、非商業研究、域外保存)ごとの説明あり。	遺伝資源及び関連する伝統的知識全般(契約の対象となる遺伝資源を定義する条項例あり)	学術研究&商業利用(契約に利用目的を明記する条項例あり)	—	—	—	—	知的財産権に関わる様々な問題についてそれぞれ検討すべき項目と契約条項例を紹介(特許権、商標保護、ライセンス契約等)。	—	知的財産権の実施による利益の配分の考え方について説明するとともに契約条項例を紹介(金銭的利益配分の具体例あり)。	—	実際の契約書例やモデル契約書のリストあり(WIPOサイトにて検索・閲覧可能)。	https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-238061

No. ※	ひな形の概要							主要内容											URL (最終アクセス: 2025.3.24)
	ひな形名称	作成主体	遺伝資源利用セクター	作成年	文書の対象者	想定場面(研究段階等)	特徴、特筆点	対象遺伝資源の種類	利用目的(商業/学術等)	遺伝資源の取得条件	遺伝資源の帰属・所有権	遺伝資源の移転、第三者提供	伝統的知識	成果・知的財産権の取扱い	利用目的の変更	利益配分(金銭的及び非金銭的)	配分利益の用途	その他	
F4	Global Genome Biodiversity Network – Standard Material Transfer Agreements (MTAs)	Global Genome Biodiversity Network (GGBN)	学術(分子生物多様性研究、その他組織標本を用いた研究)	2015	研究機関	生物素材の提供、新規受入れ等	以下3パターンのMTAを作成。 MTA 1) 標本の提供(所有権の変更なし) MTA 2) 標本の提供(所有権の変更あり) MTA 3) 標本の受入れ(所有権の変更あり)	生物素材及び付随データ	学術研究	MTAの種類により異なる。 ●MTA 1 & 2) MTA 1はより詳細に利用条件を規定(学術研究に限定、第三者配布の禁止等)。 ●MTA 3) 提供者は当該素材・データがCBDにのっとして取得・移転されていることを証明、受領者は当初のPIC・MAT等の条件を遵守。	MTAの種類により異なる。 ●MTA 1) 標本及びデータの所有権は提供者に残る(目的外利用の禁止、第三者移転には提供者の許可が必要)。 ●MTA 2) 所有権と共に素材・データに対する責任も移転。 ●MTA 3) 素材・データに関する一切の権利を受領者に移転。	MTAの種類により異なる。 ●MTA 1) 第三者移転には提供者の許可が必要。 ●MTA 2 & 3) 特に記載なし。	---	MTAの種類により異なる。 ●MTA 1) 著作物の提供、提供者の謝辞、特許申請における提供国情報開示等が含まれる。 ●MTA 2) 成果はCBDにのっとして配分。 ●MTA 3) 提供者は一切の権利を受領者に移転。	MTAの種類により異なる。 ●MTA 1) 商業利用の可能性が生じた場合は、直ちに研究を中断して新たに契約を締結する。 ●MTA 2) 目的外利用の禁止。 ●MTA 3) 記載なし。	MTAの種類により異なる。 ●MTA 1) 著作物の提供、提供者の謝辞、特許申請における提供国情報開示等が含まれる。 ●MTA 2) 成果はCBDにのっとして配分。 ●MTA 3) 受領者は当初のPIC・MAT等の条件を遵守。	---	附属書として用語の定義集あり。	https://absch.cb.d.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-208665
F5	Modèle de convention relatif aux conditions convenues d'un commun accord (CCCA/MAT)	GIZ-ACCN	全セクター	2015	提供者及び利用者	非商業段階	GIZのプロジェクトの一環として策定(ひな形はモロッコの提供者を想定している)。 ※参考 http://www.4c.ma/fr/projets/programme-adaptation-au-changement-climatique-et-valorisation-de-la-biodiversite-C3%A9-mise-en	遺伝資源及び関連する伝統的知識全般	非商業段階	●当該遺伝資源を利用する研究プロジェクトを明記。 ●当該遺伝資源の利用類型(遺伝子組換え、遺伝子改良、生合成、選抜等)を選択し、利用目的を特定、目的外利用の禁止(違反の場合は素材・研究成果の返却、一切の権利放棄)。 ●利用期間、利用場所の限定が可能。	---	利用期間終了後の素材の取扱い、第三者提供について規定。	伝統的知識の利用ありの場合、内容詳細、地域コミュニティの代表者を記載。	---	---	●非金銭的利益が列記されており適宜選択可能(成果による著作物は提供者に送付、著作物で提供国に言及、研究で得られた情報の提供等)。 ●商業利用の際は利益配分交渉を行う。	---	---	https://absch.cb.d.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-207205
F6	Code of Conduct and Best Practices on Access and Benefit-Sharing and Material Transfer Agreement Templates	CETAF (Consortium of European Taxonomic Facilities)	学術	2015	CETAF加盟機関(欧州の国立博物館、植物園、生物多様性研究所、関連コレクション等)	CETAF加盟機関が生物資源を提供若しくは利用する際	契約書ひな形は、以下の3パターンあり。 ●提供側となる場合(所有権の変更なし) ●提供側となる場合(所有権の変更あり) ●受領側となる場合(所有権の変更あり)	遺伝資源及び関連する伝統的知識全般	学術研究	(所有権変更なしの場合)受領者は、事前の書面による承諾なしに、第三者に移転してはならない。	(所有権変更なしの場合)受領者は、事前の書面による承諾なしに、第三者に移転してはならない。	---	---	(所有権変更なしの場合)受領者は、遺伝資源を活用した成果(出版、特許)において、提供国をマテリアルの出所として認めるものとする。	(所有権変更なしの場合)二者間で事前協議がなく、商業利用の可能性がある活動を行うことは禁止。	マテリアル又はその派生物から得られる利益は、公正衡平に配分しなければならない。	---	---	https://absch.cb.d.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-238048

No. ※	ひな形の概要							主な内容										URL (最終アクセス: 2025.3.24)	
	ひな形名称	作成主体	遺伝資源利用セクター	作成年	文書の対象者	想定場面(研究段階等)	特徴、特筆点	対象遺伝資源の種類	利用目的(商業/学術等)	遺伝資源の取得条件	遺伝資源の帰属・所有権	遺伝資源の移転、第三者提供	伝統的知識	成果・知的財産権の取扱い	利用目的の変更	利益配分(金銭的及び非金銭的)	配分利益の使途		その他
F7	Agreement on Access and Benefit-sharing for Academic Research – A toolbox for drafting Mutually Agreed Terms for access to Genetic Resources and to Associated Traditional Knowledge and Benefit-sharing (2nd revised Edition)	Swiss Academy of Sciences (SCNAT)	学術	2016	提供者及び学術研究者	主に非商業利用の公的資金を受けた学術研究	●MATを構成する基本的条項について基本的な条文例と解説が記載されている。 ●網掛け部分の条文のみで基本的なMATとなる。 ●個々の事例に応じて選択できるよう、オプション条項も例文が掲載されている。	遺伝資源及び関連する伝統的知識全般	●非商業利用を基本とする。 ●研究分野に応じて、利用目的を明確化するオプション条項を記載。	PICの取得方法について、いくつかのオプションが示される。	—	●第三者提供に際して求められる管理レベルに応じ、複数のオプションが提示されている。 ●利用者は取得した遺伝資源をコレクションに登録する権利があると基本条項を示しつつ、オプションとしてコレクションに登録された場合の利用を制限する条項を掲載。 ●WIPOの定義が例示されている。 ●Annex IIIに伝統的知識の所有者との契約で推奨される最低限の要求事項が示されている。	●研究成果の特許取得と商業化は切り分け。 ●遺伝資源そのものに対しては知的財産権を請求しないことを基本条項とする。 ●研究結果に対する知的財産権については個々の状況に応じ複数のオプションを提示。	●商業利用については新たに書面によるPICを求めることを基本条項とする。 ●オプションとして商業利用を認めつつ、利益配分比率も含まれた条項も掲載。	●学術研究における利益配分のため、プロジェクトを共同で行うことが利益配分の大部分となることを前提としている。 ●Annex IIに利益配分として想定される例が列挙されている。	—	●提供者は国の責任ある機関又は当該契約の締結に責任を持つ機関を想定。 ●Annex IVにCBD締約国だがABS法制度が整備されていない国との契約で含めるべき項目も示されている。	https://absch.cb.int/api/v2013/documents/5400F8AC-00CF-ED66-4845-F10B8729C18B/attachments/ABS_Model_Clauses_E_WEB.pdf	
F8	African Union Guidelines for the Coordinated Implementation of the Nagoya Protocol on ABS: The Practical Guidelines	African Union Commission, Department of Human Resources, Science and Technology	全セクター	2016	アフリカ連合加盟国	学術&商業	アフリカ連合加盟国向けのサンプルフォーム	遺伝資源及び関連する伝統的知識全般	学術研究&商業利用	●申請内容以外の利用は禁止。 ●申請後に遺伝資源へのアクセスが可能。 ●偶然取得された微生物資源を活用してはならない。	提供者側が所有権を有する。	提供者の法的に有効な同意書なしに、第三者に遺伝資源を移転してはならない。	—	●利用者は、提供者からの事前同意書がない限り、権利を主張してはならない。 ●知財取得を希望する場合は、利用目的の変更として対応される。	商業利用をする際は、新たにPICを取得する必要がある。	●衡平、公正な配分の必要性。 ●利益は金銭的、非金銭的な提供を含む。	—	—	https://absch.cb.int/database/A19A20/ABSCH-A19A20-SCBD-207246

No. ※	ひな形の概要							主要内容										URL (最終アクセス: 2025.3.24)	
	ひな形名称	作成主体	遺伝資源利用セクター	作成年	文書の対象者	想定場面(研究段階等)	特徴、特筆点	対象遺伝資源の種類	利用目的(商業/学術等)	遺伝資源の取得条件	遺伝資源の帰属・所有権	遺伝資源の移転、第三者提供	伝統的知識	成果・知的財産権の取扱い	利用目的の変更	利益配分(金銭的及び非金銭的)	配分利益の使途		その他
F9	Utilization of genetic resources and associated traditional knowledge in academic research – A good practice guide for access and benefit-sharing: Agreement on Access and Benefit-sharing for Academic Research	Swiss Academies of Arts and Sciences, Swiss Academy of Science, Bern, Switzerland	学術	2016	研究者や研究機関	研究の計画段階から実施段階まで	●契約に含めるべき各記載項目について詳細な解説コメントが充実している。 ●契約の基本的な記載内容とともにオプション例が豊富に示されている。	名古屋議定書に準ずる(遺伝資源と関連する伝統的知識)	学術研究	●アクセス対象となる遺伝資源のリストを提示。 ●対象となる遺伝資源を採取した際に合わせて取得する可能性のある種/菌株はAnnexに付す。 ●取得したサンプルは特定の上、提供者側に共有しなければならない。	●提供者は、望む場合、使用者の成果の利用を提案/要求することができ、よって所有権、特許費用、収入、発明管理を調整する付随的契約の交渉ができる。 ●使用者は、遺伝資源が無許可の者に所有されないように、予防策を講じなければならない。	●非営利活動についてはMATにおける規定が守られる限り第三者に提供可能。 ●提供先の第三者からは、同じ規定が遵守されることを文書で取得する。 ●毎年、再配布した先を提供国側に伝える必要あり。 ●使用者は全ての遺伝資源の移転について、検索できる記録を取る必要がある。 ●提供者に書面で合意を得た後にのみ、第三者提供が可能。	●伝統的知識の定義を定めておく。 ●遺伝資源に関わる伝統的知識は、遺伝資源と同様に扱う。 ●伝統的知識の保持者との契約に必要な最小限の事項(Annex 2)。	●使用者はいかなる知的財産も主張すべきではない。 ●提供者は、使用者がその研究成果に基づいて知的財産権を申請することを認める。また、それが商業利用の場合はさらなる契約を協議する。 ●提供者は、望む場合、使用者の成果の利用を提案/要求することができる。	非商業利用から商業利用に目的が変わった際は、PICの再取得、別のMATにおける利用の合意が必要。	●得られた利益は公正・衡平に配分されない(提供元への謝意、研究結果の共有)。 ●共有する、具体的な利益内容を記載する。 ●提供国側の学生やスタッフの教育。 ●提供国の研究機関への協力。 ●研究データの共有がなされることを補足。	--	--	https://absch.cb.int/api/v2013/documents/36046DDA-DC4E-1E67-FBD1-061CC14BF84B/attachments/203802/ABS_Good_Practice_EWEB_2016.pdf
F10	Recognition of European Commission of the CETAF Code of Conduct Best Practice on ABS as best practices under Regulation (EU) No 511/2014	Consortium of European Taxonomic Facilitie s	学術	2019	CETAFのメンバー	--	以下4パターンのMTAを作成。 MTA 1) 標本の一時的な移転(所有権の変更なし) MTA 2) 標本の永続的な移転(所有権の変更あり) MTA 3) 標本の受入れ(所有権の変更あり) MTA 4) 招待研究者による標本の持込み	名古屋議定書及びEU規則(No. 511/2014)に準ずる。	学術研究	(所有権変更なしの場合)受領者は学術、研究利用のみ可能。	●所有権の変更なし/ありで契約書ひな形がそれぞれ用意されている。 ●(所有権変更なしの場合)提供者は材料を自由に使用又は譲渡できる。 ●(所有権変更ありの場合)MTAに基づき自由に使用でき、材料の使用による成果を公開しなければならない。 ●(材料を持ち込む場合)当該研究者が材料の使用、廃棄に関する決定を下す権限を有する。	(所有権変更なしの場合)受領者は、事前の書面による承諾なしに、第三者に移転してはならない。 (所有権変更ありの場合)利益配分及びMTAの無効に関する条項に基づく場合に、第三者への譲渡が認められる。	--	(所有権変更なしの場合)受領者は、遺伝資源を活用した成果(出版、特許)において、提供国を材料の出所として認めるものとする。 (所有権変更ありの場合)特許は受領者の責任において出願し得る。	(所有権変更なしの場合)二者間で事前協議がなく、商業利用の可能性のある活動を行うことは禁止。	材料又はその派生物から得られる利益は公正衡平に分配しなければならない。	--	--	https://absch.cb.int/api/v2013/documents/F688247C-D315-2BCE-AA62-746AF9E2EF5F/attachments/European%20Commission%20Decision_CETAF%20CoC%20on%20ABS_10May2019.pdf

No. ※	ひな形の概要							主な内容											URL (最終アクセス: 2025.3.24)		
	ひな形名称	作成主体	遺伝資源利用セクター	作成年	文書の対象者	想定場面(研究段階等)	特徴、特筆点	対象遺伝資源の種類	利用目的(商業/学術等)	遺伝資源の取得条件	遺伝資源の帰属・所有権	遺伝資源の移転、第三者提供	伝統的知識	成果・知的財産権の取扱い	利用目的の変更	利益配分(金銭的及び非金銭的)	配分利益の用途	その他			
F11	ECCO MDA model Material Deposit Form and Definitions and Terms and Condition for Material Deposit Agreement (MDA) for the deposit of material in the public collection	European Culture Collections' Organisation (ECCO)	全セクター	2020	欧州諸国	---	MDA及びMTAのひな形	名古屋議定書及びEU規則(No. 511/2014)に準ずる。	商業利用 & 非商業利用	---	本契約は所有権の移転にはならない。	受領者は、書面で合意しない限り、他者に販売、配布、又は配布、貸与、又はその他譲渡してはならない。	---	本遺伝資源に関する明示又は黙示の権利は、特許、特許出願、企業秘密、又は原産地国の管轄当局又は政府の使用許可などの他の財産権に基づく場合を含め、本契約において受領者に提供されない。本契約のいかなる規定も、遺伝資源に関する特許、正当性、知的財産又はその他の権利に基づく権利を受領者に付与しない。	---	受領者は、関連する国内、地域及び国際的なアクセス及び利益配分に関する法律、及び欧州のユーザー、特にEU規則511/2014に従うものとする。	---	---	---	---	https://academic.oup.com/femsle/article/367/5/fnaa044/5800986

※J-: 国内組織が作成
F-: 海外又は国際組織が作成